

「適正かつ健全な関係が構築されている。」を選択した職員の自由意見

1	組合活動の時間と就業時間の切り分け等、明確にきちりで行われていると思うから。
2	特に不都合はなく健全であると考えられるため。
3	制度に則り組合活動についても適正に運用されていると考える
4	所属部署では、時間外に活動を行っており、適正履行されていると感じる。
5	適正に行われている
6	自分自身が所属長として直接現場事業所を管理していた際の労働組合の状況として把握している範囲では、適正かつ健全な関係構築がなされていると認識していたため
7	定義通りになされていると思うから
8	以前から水道局内は健全な労使関係であった。
9	各職員、自覚をもって行動しているよう見受けられる。
10	以前から水道局内は適正な労使関係だったので、条例を速やかに改正すべきだと思う。
11	条例に則り、労使交渉をおこない、便宜供与もないため。
12	以前から水道局内は、適正な労使関係だった。
13	もともと水道局内は健全な労使関係だと思う。
14	組合活動に対するルールが浸透していると思います。
15	過去に問題となり、問題解決・整理されたと認識している。
16	地方公務員として、公衆の利益（公衆の安全、健康及び福祉）を最優先に考慮する観点から、法令等に沿った労使間ルールが適正に履行されていると考えます。
17	健全な労使関係である
18	時間外交渉など、ひと昔前と比較すると適正かつ健全であると思われる。
19	組合活動と勤務時間等の関係が明確に区分されていると認識しているため。
20	「適正かつ健全な労使関係」の定義に記載の内容が実施されているから。
21	円滑・良好なコミュニケーションを通じた関係の構築がなされている。
22	組合活動している方々は、きちんとルールを守り活動を行っている（気を付けていることが分かる）ことを日々見ている為。
23	コンプライアンスの遵守、透明性の確保等の観点から、適正かつ健全な労使関係が構築されていると感じている。過去の不適切な事案と同様の事象は発生していないように思います。継続して、適正な労使関係の構築に努めていただきたい。
24	法令を守って関係構築しているから。
25	勤務場所では適正かつ健全な労使関係の確保が遵守されているため。
26	分会長等、組合側は回覧一つとっても、昼休憩等を利用し活動を行っているため
27	定義のとおり、現在の組合は信頼関係を損なわないよう、適正な関係性の構築を築くように努力していると感じられるから
28	36協定など時間外に行っている。また組合資料などは時間外の回覧になっている。
29	労働組合との協議等は時間外に実施しているため。
30	勤務時間外での組合活動等適正に履行されている。

31	労働組合との交渉をする際などは、ルール通り適切に実施されているため。また、時間内に行われている組合活動を見たことがないため。
32	私見ですが、労使とも適正な行動や活動を行っていると感じています。（不適正な状況を見たことはありません。）
33	昔から築かれている。
34	たぶんそうなっていると思っています。
35	過去に発生した不適正な事案が見られず、労使双方が適正かつ健全な関係を構築することを認識しているため。
36	適正な活動を行っている。
37	周囲でそのような状況はなく、役員も細心の注意をはらっているように見受けられる。
38	労使間ルールは適正に履行されている様に見えます。労使関係は健全であると思うが、条例で便宜供与を禁止している事は疑問に思っている。
39	の通りの対応となっていると認識されているため
40	特に問題ないと感じるため。
41	組合活動に関しては適正かつ健全に行われているため
42	適正に履行されている。
43	そう思うから
44	構築されているとおもうから。
45	勤務時間中の組合活動など、法令に則った労使間ルールが実際に履行されている。
46	水道局では、以前から労使関係は適正だと思います。
47	上記の定義に該当する状態であると思われるため。
48	適正に行われているから。
49	組合活動と勤務時間との区別や庁舎内の会議室の利用等がなくなり、労使間の適性な関係が維持されていると思うため。
50	既に何年も前から勤務時間中において組合活動は行われていない。
51	勤務時間中に認められない組合活動や、許可を得ることなく庁舎内の会議室で組合活動を行う等は無いと思います。
52	条例施行後、勤務時間中や局施設での組合活動が見られないため
53	勤務時間中に活動しているのを見たことがないため。
54	正式な手続きを踏まない勤務時間中の組合活動は行われていないと思うため
55	勤務時間中の認められない組合活動等について解消されていると考えられるため。
56	勤務時間中の組合活動はなく、管理職からの変な圧力もないので健全な運用がなされていると思う
57	すべて時間外活動になっている。
58	勤務時間中に組合活動の話が聞こえてこないため
59	勤務時間中に組合活動が一切できないようになっていいる。
60	時間外でしか、組合活動を行っていないから。
61	勤務時間内の組合活動が全く見られないため。

62	勤務時間外に組合活動をしているから
63	周りで勤務時間中に活動しているをみない。私自身、市民の方に不審や疑念にに思われる行動は慎重法令等を守りたいと考えています。
64	時間外等の活動となっているため。
65	勤務時間中の組合活動などを行っている場面を見ることがない。組合員もルールを認識した上で組合活動されいるように思う。
66	知りうる限りでは、組合活動を時間内に行い、不法な場所の提供などは行われていないと思います。
67	組合活動は時間外に行われている認識しかないので、問題無いと思われる。
68	勤務時間中の組合活動は行われていないため。また、庁舎使用も行われていないため。
69	勤務時間中に組合活動は行われていない。
70	勤務時間外に組合活動を行っている
71	組合活動は業務時間外にするよう徹底されており、改善されたことは実感できるため
72	組合の会議や、分会長からの組合員への報告、資料の配布等について、時間中に活動している姿を見なくなった。
73	勤務時間内ではなく、休憩時間等の勤務時間外に組合活動をしているように見受けられるため。
74	組合活動されている方は昼休みの時間帯を利用しているようです。
75	勤務時間中に組合活動をしていない。ちゃんと時間外にしている
76	勤務時間中の認められない組合活動や、許可を得ることなく庁舎内の会議室において組合活動が行われていることが見受けられないため。
77	時間内の組合活動について行っていないことから。
78	職場内周辺の状況を確認して判断。
79	会議室については、時間内に使用されているようには見受けられない。組合のニュースの回覧も勤務時間内は禁止としたり、機関紙も自宅郵送としたりしているため、厳しいと感じるくらい組合活動は制限されているように思われる。
80	時間外の組合活動を行っているのを目の当たりにしている。
81	勤務時間内で組合活動をしていない（見かけない）ので
82	不適正な状況を現認したことがなく、組合側から発信されている情報（活動報告や案内）を見ても、適正な状況であると感じられる。
83	不適正な事案を見聞きしていないから。
84	特に勤務時間中に組合活動をしている状況を見たことがないため
85	最近はそういう事例を見ないため
86	勤務時間中の組合活動を見聞きしたことがないため
87	この2年でそのケースを見聞きしたことがないので。
88	特に気になるような活動はみられないです
89	特に問題が生じているということを見聞きしていないので。
90	日頃、不適正と感じる場面を目にすることがないため。

91	特に問題がないから。
92	不適正な事象は見られない。
93	過去にあったような組合活動などはみうけられないから
94	勤務中に組合活動を行っているところを見たことがない。
95	不適正な事案は以前に解消されていると聞いている
96	実際にそのようなことを行っていることを見聞きしなくなったため。
97	時間外の活動しか見たことがないから
98	該当する状況を目撃したことがないから。
99	少なくとも私は、不適正な事案を認知していない。
100	例示された事案が見受けられないため。
101	時間内に活動をされているところを見た事がない為。
102	勤務時間中の組合活動について聞くことがなくなったため
103	勤務時間中の認められない組合活動や、許可を得ることなく庁舎内の会議室において組合活動を行うこともなく、また、その事実を見かけたり聞いたりしたことがないため。
104	不適正な事案は発生していないと考えるため
105	勤務時間中の組合活動など不適正な事案を見聞きしないため。
106	問題が顕在化していないことから、担当部署が適切に対応しているものとする。
107	「勤務時間中の認められない組合活動や、許可を得ることなく庁舎内の会議室において組合活動を行うなど」の状態がないと思われるため。
108	勤め始めてからそのような不適正な活動を見たことも聞いたこともないため。
109	認められていない組合活動を目にしなから。
110	身の回りで不適正な組合活動を見たり聞いたりすることが無くなったから。
111	そういった活動していること自体、見聞きしなくなった。
112	勤務時間内の組合活動を見たことがない。
113	勤務時間中の組合活動、不適切な便宜供与、過度な労使交渉といった事象が見受けられないため
114	現在、職場においては上記のような逸脱行為は認められない。
115	質問1の「適正かつ健全な労使関係」の定義に外れる状態を見聞きしないため。
116	少なくとも自分の周りでは、上記のQ Aにあるような不適正な事案は聞いたことがないため。
117	勤務時間中の組合活動を見たことがない。また、組合活動で会議室等が使用されているのも見たことがない。
118	記載されているような不適正な事案は確認していない
119	近年、不適切な活動を見聞きしたことがないため。
120	質問1に記載されているような事案は、見かけなくなっている。
121	疑われるような事象が見受けられないから。
122	自分の周りでは不適正な事実を聞かない（確認できない）ため

123	橋元市長時代に様々な指摘がなされて以降、ルールを逸脱したというような話を聞かないため
124	特に問題性を感じない状態であると思う
125	ルール違反を目撃していない為
126	現在不適正な状態が見られないから
127	不適正な事案が見受けられないため
128	自身の周りでそのような事を見かけたことが無いため
129	不適正な活動をされているところを見たことがない。
130	適正かつ健全な労使関係が構築されていることが疑われる事象を認知していない。
131	自分の周りで、不適正な事案が行われているようなことはないから。
132	認識している範囲で、不適切・不健全な関係が認められる事例は存在しないため。
133	勤務時間中にそういう組合活動をされたり見たことがないから。
134	ここ数年勤務時間中の組合活動等を見たり聞いたりしたことがないため。
135	労使間の不適正な事案は見受けられないため。
136	完全かどうかは分かりませんが、かなり改善されていると思います。
137	不適正な事案については見られないため。
138	不適切な状況を見たことがない
139	構築されていないと思われる事象がないから
140	勤務時間中や庁舎内の会議室で組合活動を行っているのを見たことがない。
141	現状、特に不適正な状況は見受けられないため。
142	定義に書いている「労使間の不適正な事実」は見受けられないと思っているからです。
143	勤務時間中の認められない組合活動や許可を得ることなく庁舎内の会議室において組合活動を行うといった労使間の不適切な事案を確認したことがないため。
144	勤務時間中に組合活動がされている等の実態を見ていないため
145	風通しの良い職場と思うから
146	チェックオフをさせないなど、やりすぎているぐらいである
147	職員と役員の区別をしっかりとつけて行動していると思います。
148	2年前であれば闇専従などの問題があったが、現在は適正かつ健全な労使関係が構築されている。ただ、これ以上労働組合に制限をかけたり、チェックオフをしないなどは行き過ぎたものであると思います。
149	以前から水道局内では適正な労使関係であった。さらに、過去も現在も適正な労使関係であったのだから、条例で便宜供与を禁止しているのは不当労働行為である。
150	36協定により、労使間の安全・適正を確認しているため。
151	組合活動を行っているところを、局内外いずれにしても見たことがありません。業務で頻繁にあつかうシステムを通じてこういったアンケート調査は迷惑でしかないため、今後お控えいただきたい。正直申し上げて、本アンケートを企画した人物の人間性を疑う。
152	以前と比較して、改善されているから。

153	条例制定以前から、水道局においては適正かつ健全な労使関係が確保されていたと認識している。むしろ、条例制定以降、不当労働行為とされた市側の対応こそ、改めるべきであるとする。
154	現在、ルールに則っているはずで、何か問題があるでしょうか。
155	条例が出来た前から労使間ルールが徹底されており、この条例が出来たのがおかしい
156	現状組合活動を時間外でおこなっていたり配慮がみられる 逆にチェックオフ等については裁判所の判断もでているのに施行されていないのは問題ではないのか？と思う
157	過去から健全な労使関係であった。大阪市統一で条例化しどの組合に対しても一律に便宜供与を禁止したことが間違い。使用者が組合の弱体化を狙ったもので、この間、労使関係の検証を行って来なかった事でもその意図が読み取れる。速やかに条例を改正し、便宜供与を復活すべき。
158	もともと、適正かつ健全な労使関係だったのだから、条例で便宜供与を禁止しているのは不当労働行為である
159	もともと、水道局内の労使関係は健全であったにも関わらず、便宜供与を禁止しているのは不当労働行為であり、ただちに条例の改正を行うべきです。
160	職場は「適正かつ健全な労使関係」の定義に基づく環境にあると思います。ただ、この条例ができた時代背景等、理解できるものですが、素晴らしい条例であり、職場環境、現労使関係も素晴らしい状態にあるとは思いません。現在のルールが出来て1年近くたつのであれば、状況や空気に合わせて条例も見直すべきだと思います。この条例に限りませんが、世間が他人に厳しい、不寛容、と言われている昨今ですが、この条例は真に、そのような気質を助長させるものではないでしょうか。
161	条例改正の時点で、水道局と水道労働組合との間に不適切な労使関係は存在しなかった。これは、既に労働委員会や裁判での議事録を見ても明らかになっている。にも関わらず条例改正した当局があらためてこのようなアンケートをする事には理解できないし憤りを感じる。
162	便宜供与ですがチェックオフ・事務所を設置だとか、自身が組合員である部分で現状は問題を抱えていても気軽に相談にも行けない事に疑問も感じますし、全て組合費で賄っていることが労働者の私たちの負担にもなっている。もう少し使用者側が歩み寄っていただくと私たちも精神的にも金銭的にも助かります。よろしくお願いします。
163	でも、民間で認められているようなポスター掲示もできないとか使用者側が必要以上にやり過ぎだと思う。一人では経済的にも弱者である被用者が組織している組合を民間の組合で認められている権利や慣行を認めないのはいかがかと思う。
164	近年の水道局庁舎では、そもそも組合活動自体が殆ど行われておらず、36協定を順守していれば構築の是非が議論になる状態ではない。
165	組合費を給料から引き落としに戻して貰いたい。